



平成 28 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 ラ オ ッ ク ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 羅 怡 文
(コード番号 8202 東証第2部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 : 富 士 谷 典 彦
(T E L 0 3 - 6 8 5 2 - 8 8 8 0)

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 25 日催予定の第 40 期定時株主総会に、下記の通り株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5 万円以上 50 万円未満）を維持して当社株式を株主様に安定的に保有いただくために、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・比率 平成 28 年 7 月 1 日をもって、平成 28 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。
- ③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済み株式総数（平成 27 年 12 月 31 日現在）	663,881,033 株
株式併合により減少する株式数	597,492,930 株
株式併合後の発行済株式総数	66,388,103 株

※「株式併合により減少する株式数および株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済み株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

④ 株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産は変動しませんので、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社の株式の資産価値に変動はありません。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成27年12月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

【当社の株主構成】

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
全株主	29,300名 (100.00%)	663,881,033株 (100.00%)
10株未満 (1~9株) 所有株主	133名 (0.45%)	308名 (0.00%)
10株以上所有株主	29,167名 (99.55%)	663,880,725名 (100.00%)

※上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様133名 (所有株式数の合計308株) は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買い取り」の手続をご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端株が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済み株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日 (平成28年7月1日) をもって、株式併合の割合と同じ割合 (10分の1) で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数 (平成28年7月1日付)
970,000,000株	97,000,000株

(6) 株式併合の条件

平成28年3月25日開催予定の第40期定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記

「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件と致します。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更日

平成 28 年 7 月 1 日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成 28 年 3 月 25 日開催予定の第 40 期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

①上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第 7 条（単元株式数）を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 28 年 7 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって附則を削除するものといたします。

②現行会社法では、取締役会設置会社が、自己の株式の買付けを市場取引において行う場合、または公開買付けにより行う場合、定款規定により株主総会の決議によらずに取締役会決議により行うことが出来ます（会社法 165 条 2 項）。これは会社が機動的に自己株式を取得できるように認められた手続きです。ついては当社においても、この手続を利用できるように現行定款に第 8 条（自己株式の取得）を追加するものであります。

③当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう第 29 条（取締役の責任免除）及び第 37 条（監査役の責任免除）を規定しております。今般、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、現行定款第 29 条及び第 37 条の規定をそれぞれ変更するものであります。なお、現行定款第 29 条の変更を本総会に提出することについては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりであります。

現行定款抜粋・変更案対照表

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>9億7000万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>1000株</u>とする。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 ① (略)</p> <p>② 当社は会社法427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 ① (略)</p> <p>② 当社は会社法427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>9700万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 <u>当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p><以下1条ずつ繰り下げ></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 ① (略)</p> <p>② 当社は会社法427条第1項の規定により、<u>業務執行取締役ではない取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 ① (略)</p> <p>② 当社は会社法427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

	<p><u>附則</u></p> <p><u>(定款一部変更の効力発生日)</u></p> <p><u>第6条、第7条の変更は、平成28年3月25日開催の第40期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力発生日である平成28年7月1日をもって効力が発生するものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、当該株式会社の効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>
--	---

(3) 定款変更の条件

平成28年3月25日開催予定の第40期定時株主総会において、「1.株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件と致します。

4. 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更の日程

①取締役会決議日	平成28年2月26日
②定時株主総会決議日	平成28年3月25日(予定)
③株式併合の効力発生日	平成28年7月1日(予定)
④単元株式数変更の効力発生日	平成28年7月1日(予定)
⑤発行可能株式総数変更の効力発生日	平成28年7月1日(予定)

※上記のとおり、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日は平成28年7月1日ですが、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成28年6月28日となります。

以上